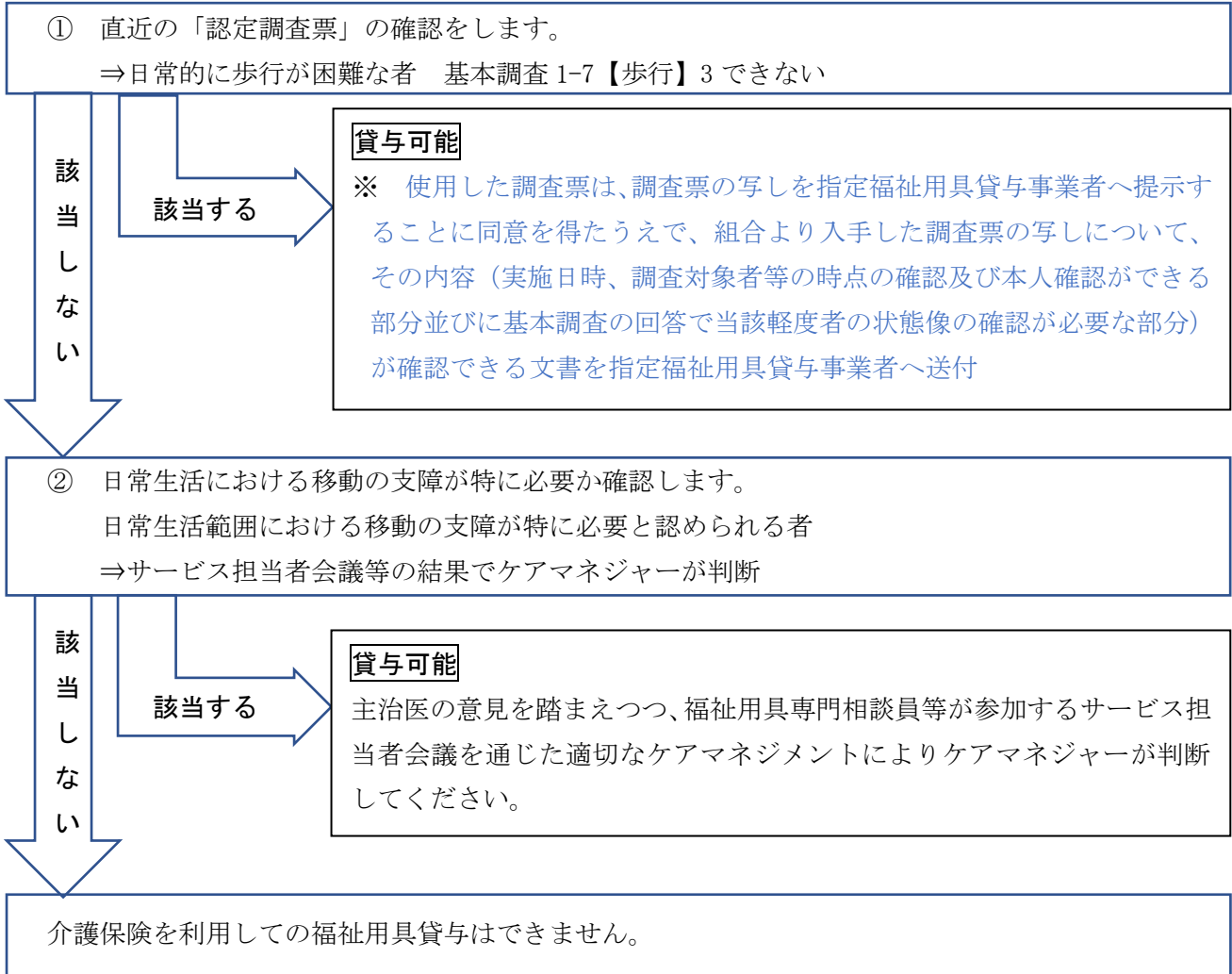


軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）について

（R7.3 改訂版：青字部分を変更）

【別冊 処理フロー】

（1）車いす及び車いす付属品



(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品

① 直近の「認定調査票」の確認をします。(いずれかに該当)

⇒日常的に起き上がりが困難な者 基本調査 1-4【起き上がり】3 できない

⇒日常的に寝返りが困難な者 基本調査 1-3【寝返り】3 できない

該当
しない

該当する

貸与可能

※ 使用した調査票は、調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付

② 医師の医学的所見を主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取などにより確認し表2のⅠ～Ⅲのいずれかの状態になるか判断します。

・ 日常的に起き上がりが困難な者

・ 日常的に寝返りが困難な者

判断
できない

判断できる

申請書の提出

「3 承認申請手続」等を参考に申請書の提出をしてください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。

※注意

「立ち上がりが困難」の状態では、例外給付の対象とはなりません。

(3) 床ずれ防止用具・体位変換器

① 直近の「認定調査票」の確認をします。

⇒日常的に寝返りが困難な者 基本調査 1-3【寝返り】3 できない

該当しない

該当する

貸与可能

※ 使用した調査票は、調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付

② 医師の医学的所見を主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取などにより確認し表2のⅠ～Ⅲのいずれかの状態になるか判断します。

・日常的に寝返りが困難な者

判断できない

判断できる

申請書の提出

「3 承認申請手続」を参考に申請書の提出をしてください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。

(4) 認知症老人徘徊感知器

① 直近の「認定調査票」の確認をします。(A・Bいずれにも該当)

⇒A 意思の伝達、介護への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

- ・基本調査 3-1：「1 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外

または

- ・基本調査 3-1～3-7 のいずれか：「2 できない」

または

- ・基本調査 3-8～4-15 のいずれか：「1 ない」以外

そのほか、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む

⇒B 移動において全介助を必要としない者

- ・基本調査 2-2：「4 全介助」以外

該当しない

該当する

貸与可能

※ 使用した調査票は、調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付

② 医師の医学的所見を主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取などにより確認し表2のⅠ～Ⅲのいずれかの状態になるか判断します。

- ・意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
- ・移動において全介助を必要としない者

判断できない

判断できる

申請書の提出

「3 承認申請手続」を参考に申請書の提出をしてください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。

(5) 移動用リフト

① 直近の「認定調査票」の確認をします。(いずれかに該当)

⇒日常的に立ち上がりが困難な者 基本調査 1-8【立ち上がり】3 できない

⇒移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 基本調査 2-1【移乗】3 一部介助
4 全介助

※「昇降座椅子」は 2-1「移乗」で判断

該当
しない

該当する

貸与可能

※ 使用した調査票は、調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付

【「段差解消機」】

② 生活環境において段差の解消が必要か判断します。

生活環境において段差の解消が必要と認められる者

⇒サービス担当者会議等の結果でケアマネジャーが判断

判断
できない

判断できる

貸与可能

主治医の意見を踏まえつつ、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断してください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。

【「段差解消機」以外】

② 医師の医学的所見を主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取などにより確認し表 2 の I～Ⅲのいずれかの状態になるか判断します。

- ・ 日常的に立ち上がりが困難な者
- ・ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
- ・ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

判断
できない

判断できる

申請書の提出

「3 承認申請手続」を参考に申請書の提出をしてください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。

※昇降座椅子について

(参考) 平成 19 年 3 月 30 日付厚生労働省老健局振興課通知 別添 Q&A

Q：移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

A：認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があるためであり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。

(6) 自動排泄処理装置（要介護2, 3の方も含む）

- ① 直近の「認定調査票」の確認をします。（A・Bいずれにも該当）
⇒排便が全介助を必要とする者 基本調査 2-6【排便】 4 全介助
⇒移乗が全介助を必要とする者 基本調査 2-1【移乗】 4 全介助

該当しない

該当する

貸与可能

※ 使用した調査票は、調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付

- ② 医師の医学的所見を主治医意見書、医師の診断書、照会文書等、聴取などにより確認し表2のⅠ～Ⅲのいずれかの状態になるか判断します。
- ・排便が全介助を必要とする者
 - ・移乗が全介助を必要とする者

判断できない

判断できる

申請書の提出

「3 承認申請手続」を参考に申請書の提出をしてください。

介護保険を利用しての福祉用具貸与はできません。